

北九州市週休 2 日試行工事（土木）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、工事現場における週休 2 日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1）週休 2 日

1 週間当たり休日を 2 日確保し、現場を閉所することを基本とする。ただし、年末年始（6 日間）及び夏季休暇（3 日間）は、この対象としない。

（2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（3）実施期間

工期（契約の翌日から工期末まで）の期間とする。

（試行対象工事）

第3条 対象工事は、北九州市が発注する当初予定価格が 60,000 千円以上の土木工事（港湾、水道は除く）で、以下に該当した場合は除外することができる。

（1）災害復旧工事

（2）供用開始時期など工期末や現場条件（出水期、交通規制等）に制約がある工事

（3）その他の理由により、週休 2 日による施工の実施に適さない工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、受注者希望型とする。契約後、受注者の希望により週休 2 日試行工事を実施することができる。

（試行の流れ）

第5条 発注から竣工までの流れは以下のとおりとする。

（1）発注者は、試行対象工事を発注する場合、設計書に「週休 2 日試行工事（土木）特記仕様書」を添付する。

（2）受注者は、受注後速やかに「週休 2 日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。

（3）受注者は、「週休 2 日試行工事」を希望する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休 2 日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休 2 日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「計画工程表」として添付するものとする。

なお、協議の結果、「週休 2 日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

（4）受注者は、発注者が休日取得の確認ができるよう、「休日取得計画・実績表」（様式 1）を用いて前月中に計画を提出するとともに、翌月 1 週間以内に実績を提出するものとする。

なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、前後 14 日以内に振替を確保するものとする。

- (5) 休日や作業日を変更する場合は、前日までに発注者に申し出るものとする。
- (6) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載例)

週休2日試行工事
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：北九州市〇〇局
受注者：〇〇〇〇

- (7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(現場閉所率の確認方法)

第6条 現場閉所率は、以下により求めることとする。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所日 (年末年始・夏季休暇を除く)}}{\text{工期}}$$

(間接工事費等の補正)

第7条 間接工事費等の補正是、現場の閉所達成状況に応じて、以下に示す補正係数を乗じて、最終変更設計時に割り増し補正を行うものとする。

なお、労務費のうち、市場単価については補正の対象としない。また、現場閉所の達成状況を確認後4週6休に満たないもの、および工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率が8日/28日以上）

労務費 1.05 機械経費（賃料） 1.04 共通仮設費 1.04 現場管理費 1.05

- (2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が7日/28日以上8日/28日未満）

労務費 1.03 機械経費（賃料） 1.03 共通仮設費 1.03 現場管理費 1.04

- (3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が6日/28日以上7日/28日未満）

労務費 1.01 機械経費（賃料） 1.01 共通仮設費 1.01 現場管理費 1.02

(工事成績評定)

第8条 発注者は、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定により加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価しないものとする。

2 港湾、水道工事や当初予定価格が60,000千円未満の工事であっても、受注者が希望し、第5条（2）～（6）を実施した工事については、加点評価するものとする。

(その他)

第9条 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとし、検査日までに技術管理課へメールすることとする。

2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。